

備前市地域商品券取扱店募集要項

1. 趣旨

備前市地域商品券事業実施要綱に定める取引について、当該商品券の取扱店舗を募集します。

2. 発行する商品券

(1) 備前市地域商品券(以下「商品券」という)

(2) 発行額5,000万円

(3) 発行部数10,000冊

《内訳》500円券×10枚＝5,000円

※登録店全店で利用できる商品券になります。

※発行部数はマイナンバーカード申請状況等により減少する可能性があります。

※商品券には通し番号と偽造防止策を施しています。

(4) 使用可能期間 令和3年12月1日(水)～令和4年2月28日(月)

(5) 商品券交付対象者

- ・令和3年10月1日(以下「基準日」という。)において備前市の住民基本台帳に記録されており、令和3年5月1日以降にマイナンバーカードの交付申請を行い、令和4年2月15日までにマイナンバーカードの交付を受けた者
- ・基準日において備前市の住民基本台帳に記録されており、令和3年4月30日以前にマイナンバーカードの交付申請を行い、令和4年2月15日までにマイナンバーカードの交付を受けた者のうち、非課税世帯の者、または平成15年4月2日以降に生まれた者
- ・令和3年10月2日以降に備前市に転入し、令和4年2月15日までにマイナンバーカードの交付を受けた者

3. 商品券の基本的な取扱い

(1) 商品券は、商品の販売やサービスの提供などの支払いに利用できます。

(2) 商品券を現金化することはできません。

(3) 商品券の額面に満たない利用であっても、つり銭を出してはいけません。不足分は現金等で受け取ってください。

(4) 使用可能期間を過ぎたものや、裏面に他店の店名等が記入されたものは受け取らないでください。

(5) 商品券の紛失、盗難について、市はその責を負いません。

4. 商品券の利用対象とならないもの

ア 出資や金融商品、債務の支払い

(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)

イ 有価証券、商品券(当該商品券以外の商品券)、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

ウ たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ の購入

エ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入

- オ 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- カ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い
- ク 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ケ その他、利用対象商品にふさわしくないものとして備前市が指定するもの

5. 取扱店の応募資格

- (1) 備前市内に立地する店舗・事業所があるもの。
- (2) 本募集要項を遵守でき、下記のいずれにも該当しないもの。
 - ・ 4. で定める商品券が利用できない商品・サービスのみを取扱うもの。
 - ・ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っているもの。
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。

6. 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが分かるよう、市が配布する「備前市地域商品券取扱店登録証」を利用者の目に付きやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が商品券を持参したときは、受け取る前に正規のものであるか、また、裏面到他店名の記入がないか等を確認の上、商品券額面分の商品の販売、サービス等の提供を行ってください。ただし、差額が生じる場合につり銭は支払わないでください。
- (3) 利用期限である令和4年3月1日（火）以降、利用者から商品券を受け付けないでください。
- (4) 明らかな偽造等の不正利用の疑いがあるときは、商品券の受け取りを拒否するとともに速やかに市に申し出てください。
- (5) 取引により商品券を受け取った時は、他店での再利用を防止するため、必ず裏面の所定欄に直ちに店名等を記入（スタンプ可）してください。
- (6) 商品券の交換、譲渡、転売は行わないでください。使用可能期間内において使用された商品券のみ換金可能です。
- (7) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に利用しないでください。
- (8) 使用済み商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の負担とします。
- (9) 取扱店の登録事項に変更があった時は、速やかに届け出てください。
- (10) その他市からの指示（効果検証のためのアンケート調査等）を遵守してください。

7. 取扱店の登録手続き

(1) 申込み方法

登録を希望する事業者は、ウェブサイト上からの登録申請をお願いします。

<https://va.apollon.nta.co.jp/bizenmynumber/>

ウェブサイトから登録ができない場合は、募集チラシ裏面の「備前市地域商品券取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、FAXでお申込ください。

※スムーズな事務手続きを進めるために、できる限りウェブサイトからの登録をお願いします。

(2) 申請書の提出先

備前市地域商品券コールセンター

〒705-8602 岡山県備前市東片上126番

備前市役所庁舎4階

受付時間 平日9:00～17:00 土日祝日、年末年始 除く

TEL 0869-64-1889

FAX 0869-64-1850

メールアドレス bizenjimukyoku@gmail.com

(3) 募集期間

ア 令和3年10月22日(金)から随時

イ 広告・宣伝

・取扱店掲載チラシに掲載されるのは、11月12日(金)までに登録手続きを終えた事業所になります(商品券販売時に配布予定)。

・11月13日以降の登録は、ウェブサイト上のみの掲載となります。

(4) 取扱店の承認

申込後、市で審査を行い、取扱店として承認します。

(5) その他

ア 登録料は不要です。

イ 市内に複数の店舗等があり、それぞれ取扱店として登録を希望する場合は、店舗ごとに申請書を提出してください。

ウ チラシ、ステッカーなどの資材は後日登録住所宛に配布します。

8. 商品券の換金

(1) 換金方法

使用済み商品券の裏面に店名を記入等した上で、半券(取扱店控え)部分を切り取って、大きい方の半券(裏面に店名を記入等したもの)を専用封筒に入れて、コールセンターに郵送(送料はご負担をお願いいたします)。後日、換金額を指定口座に振り込みます。

※小さい方の半券は取扱店控えになりますので、精算が終わるまで大切に保管してください。

※換金手数料や振込手数料はかかりません。

※口座振込以外の換金はいたしません。

(2)換金期間

令和3年12月1日(水)から令和4年3月8日(火)まで

※換金期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても換金できません。

(3)換金日程

12/15(水)までにコールセンター到着分 →12/29(水)振込

12/29(水)までにコールセンター到着分 →1/14(金)振込

1/14 (金)までにコールセンター到着分 →1/31(月)振込

1/31 (月)までにコールセンター到着分 →2/15(火)振込

2/15 (火)までにコールセンター到着分 →2/28(月)振込

3/8 (火)までにコールセンター到着分 →3/23(水)振込

9. 取扱店の取消

取扱店が、本募集要項に違反すると認められる場合は、換金の拒否や直ちに登録を取り消すとともに、店舗名の公表及び損害金の返還請求等を行うことがあります。

<お問い合わせ先>

備前市地域商品券コールセンター

〒705-8602 岡山県備前市東片上126番

備前市役所庁舎4階

受付時間 平日9:00～17:00 土日祝日、年末年始 除く

TEL 0869-64-1889

FAX 0869-64-1850

メールアドレス bizenjimukyoku@gmail.com